

山形広域環境事務組合議会定例会の回数に  
関する条例

〔昭和43年7月  
共衛条例第2号〕

改 正 平成4年1月共衛条例第1号

山形広域環境事務組合議会定例会の回数は、毎年2回とする。

(平4条例2・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年1月改正)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。